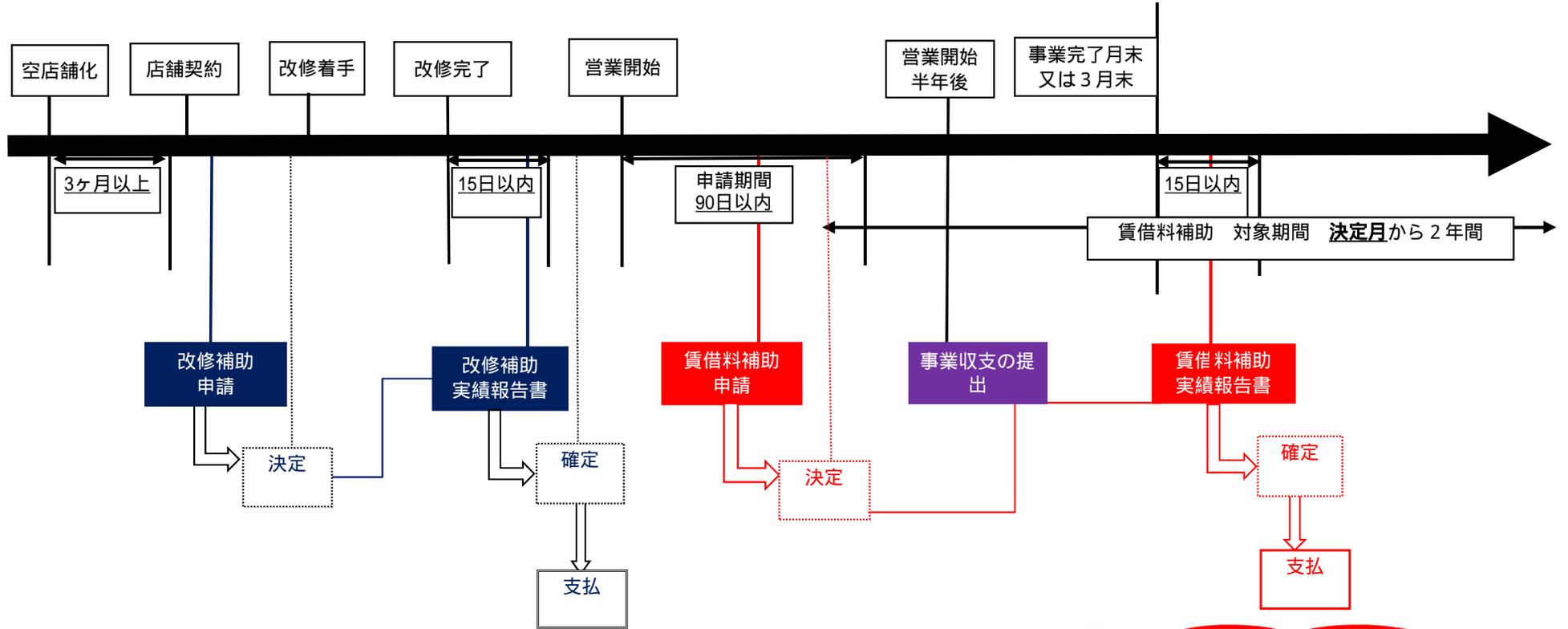


南相馬市商店街空き店舗対策事業補助金申請フロー(参考例)

あくまで目安ですので、事前相談をお願いします。



・必ず改修着手前に申請が必要。  
 ・改装費補助支払は、実績報告書確認後。  
 ・年度内に改修工事完了必要。

・賃借料補助支払は、実績報告確認後。  
 ・実績報告書は事業完了月末又は3月末から15日以内に提出。

補助金交付申請書、収支予算書、事業計画書、空き店舗確認書、出店同意書、賃貸借契約書(写)、平面図及び位置図、完納証明書、工事見積書(写)・工事前店舗写真、3か年事業継続計画書
実績報告書、収支精算書、事業実績書、改修工事請求書の写し、領収書の写し、工事後の店舗写真
補助金交付申請書、 1(収支予算書、事業計画書、空き店舗確認書、出店同意書、賃貸借契約書(写)、平面図及び位置図、完納証明書、3か年事業計画) 2(社会保険加入を証する書類)
月ごとの事業収支
実績報告書、収支精算書、事業実績書、賃借料の支払領収書(写)、 3(雇用者の賃金台帳・出勤簿(写))

1 の申請を同一年度に行っている場合は、1の()内書類は不要です。 2、3、新規雇用者がいる場合のみ提出が必要です。

